

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税について、配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円から150万円に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下（現行38万円超76万円未満）となります。また、控除対象者の合計所得金額によって控除額が段階的に縮小され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除・配偶者特別控除ともに適用ができなくなります。（現行では居住者の所得制限は配偶者特別控除のみ）

(1) 配偶者控除額		
控除対象者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

(2) 配偶者特別控除額			
配偶者の合計所得金額	控除対象者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

今回は事例を交えてお話します。収入が給与のみであるAさんと、パート収入があるAさんの配偶者がいます。Aさんは平成29年も平成30年も会社から1,300万円の給与収入がありました。Aさんの配偶者はAさんの配偶者控除を受けるために平成29年は年間100万円の給与収入、平成30年は今回の配偶者控除の見直しを知っていたので、年間120万円の給与収入をもらうことになりました。

この事例の場合、Aさんは平成29年も平成30年も配偶者控除を受けることが出来るのでしょうか？

(表) 配偶者控除適用の可否について

年度	Aさんの給与収入	Aさんの配偶者の給与収入	配偶者控除の可否
平成29年	1,300万円 ※1	100万円 ※2	○
平成30年	1,300万円 ※3	120万円 ※4	×

- ※1 平成28年度以前は控除対象者(Aさん)の要件はありませんでした。
- ※2 100万円 - 65万円 = 35万円 ≤ 38万円
∴合計所得金額が38万円以下なので配偶者控除の要件クリア
- ※3 1,300万円 - 220万円 = 1,080万円 > 1,000万円
∴合計所得金額が1,000万円を超えるので、配偶者控除の要件を満たさない。
- ※4 120万円 - 65万円 = 55万円 ≤ 85万円
∴合計所得金額が85万円以下なので配偶者控除の要件クリア

収入のみの場合、103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となり、配偶者控除を受けることが出来るという事です（表※2）。

平成30年からは、配偶者控除を受ける場合の合計所得の要件が変わり、給与収入のみの方でいえば、今まで「年間103万円を超えたら」という具合に、拡充されることになりました（表※4）。Aさんの配偶者は平成30年度の給与収入が150万円以下なので、配偶者側の要件は平成29年も平成30年もクリアできていることになります。

今回の改正で大きく変わったのは、この配偶者の合計所得金額拡充と、控除対象者の合計所得金額に制限が入ったことです。Aさんは2年続けて同じ給与収入ですが、今回の改正に伴い、平成30年度からは控除対象者（この例でいくとAさん）の合計所得金額が1,000万円を超えた場合には利用できないことになったのです（表※3）。

配偶者控除を受けようとした場合、平成29年までは控除対象者には所得制限が設けられていませんでした（表※1）ので、平成30年度以降に配偶者控除を利用する場合には、配偶者の収入だけでなく控除対象者の収入にも注意を払う必要があります。

給与収入がある場合、その収入金額から控除を受けることが出来ます（＝給与所得控除）。給与収入から給与所得控除を引いた金額が所得金額となり、その金額がある一定のボーダーを超えようと、段階的に控除額が少なくなっていくます。「年間103万円を超えたら」といった言葉を聞いたことがあるかも知れません。これは給与